



NEWSLETTER

ニュースレター [発行日 2019年7月]

NO. 11

巻頭言



親を責めてはいけない 困難な子育てに共感と支援を……

平成から令和に変わりましたが、おかげさまで、この春、100人目の子を受け入れることができました。これもみなさまのご支援のおかげです。心から感謝申し上げます。順風満帆と行きたいところですが、まだまだ波瀾万丈であります。スタッフ一同、ほどよい緊張感をもって新しい時代を歩んでおります。

さて、6月5日に札幌で発生した「2歳児衰弱死」事件は衝撃でした。昨年の千葉県野田市の事件といい、虐待死事件が繰り返されるたびに、私は、日本という国には子どもを守り育てる力がなく、亡国へ向かっているのではないか、と感じます。少子化にもかかわらず、これから日本の日本を担う大切な「宝」を守り育てることができないというのですから、これは「日本には未来がない」ということだと思うのです。

虐待死事件の度に親が責められます。児童相談所も責められます。そして、民法や児童福祉法・虐待防止法などが改正されて制度が整えられ、児童福祉士の数が少しだけ増えたりします。しかし、児童虐待の通告は増え続け、毎年50人の子どもが親からの虐待で死んでいるのです。これでは虐待防止に成功しているとはいえない。何故、うまくいかないのでしょうか。いろいろな原因が論じられていますが、私は、どうも、これまでの法制度の改正は、加害者である親を監視の対象とするばかりで、支援の対象とみる視点が弱かったからではないかと思うのです。「虐待」という言葉は、日本語として見るからにドギツイです。ただ、どの親も最初は一生懸命、子育てをしようと思っているはずです。しかし上手くいかない…。児童虐待の背景には、自分の思いどおりにはならない子どもへの怒り、いらだち、ゆううつ、孤立感があります。そして、その根底には貧困と格差の問題があります。これに全く手をつけずに親を責めるだけでは同じような悲劇は繰り返されるだけです。私は、これから日本の日本を考えたとき、子育てのむずかしさをみんなで共感し、社会的に支援する視点がなければならないと思います。

今は、子育てを個々の親の「私的」な営みとする意識が普通ですが、江戸時代の子育ては「自分たちの公共的・共同的」な営みと考えられていました。つまり、子どもは社会が育てるということですね。この視点に立って考えることができるか否かが、亡国かどうかの別れ道になるような気がします。



子どもシェルターレラビリカ
理事長

内田 信也



シンポジウムに参加しました

弁護士 増田 翔

平成31年2月7日18時より札幌市教育文化会館において開催された札幌弁護士会主催のシンポジウム—孤立の中で生きる子どもたちへの支援—に参加いたしました。

今回のシンポジウムは、公的機関・民間団体も含めて、子どもたちに対する支援としての関係機関の連携が十分とはいえないという現状を踏まえ、他機関連携をテーマの主軸とし、その中でも「親から見離され、パートナーにも頼ることができず、孤立の中で出産に挑まざるを得ない10代女性と生まれてくる赤ちゃんへの支援」が題材でした。

第1部では、勤医協札幌病院の産婦人科科長である医師の長島香先生による20歳未満の若年層における妊娠事例やその課題、医療的・社会的サポートの内容等に関する基調講演が行われました。今回のシンポジウムは限定的なテーマではありましたが、会場はほぼ満席に近く、大盛況でした。

基調講演では、思春期で出産をする事例においては、親に相談できない、あるいは妊娠を理由に交際相手から見放されるという支援者不在の状況や、金銭的困窮が背景事情として存在することが多いという指摘がなされました。そして、そのような環境で生まれた子どもも同じような社会的ハイリスク環境下で育ち、同様の状況が繰り返されるだけではなく、支援者がおらず就労もできない状況では、育てられない、虐待するといった育児リスクが存在することでした。そこで、長島先生は、中学校における性教育の必要性や就労支援の重要性を説かれていました。特に、就労支援は、貧困の壁を越えて出産・子育てをしながら働くことができるようになるものであり、働くことはその人のプライドを上げ、育児リスクを回避することができると言っていたのは印象的でした。

第2部では、長島香医師、児童養護施設興正学園施設長の秦直樹先生、札幌琴似工業高等学校養護教諭の本間康子先生、横山尚幸弁護士をパネリストとして、レラピリカの理事長である内田信也弁護士のコーディネートのもと、医療や児童養護、学校教育の現場における連携の実例やその課題等について、パネルディスカッションが行われました。

児童相談所では、制度上は思春期にある妊婦の受け入れも可能ではあるものの、実際には、一時保護等がなされないこともあるようです。長島先生と本

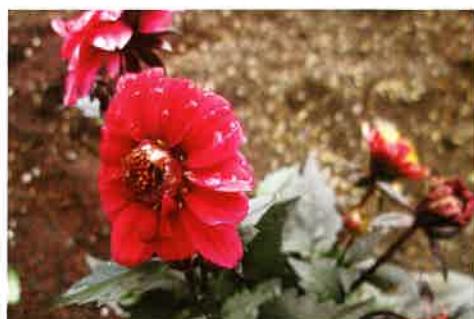
間先生からは、思春期にある妊婦を支援するには、制度として支援できる人が必要で、その妊婦が適切な支援者に出会えることができれば良いが、結局は出会えた人次第、という現状のご報告がありました。

の中でも、本間先生によると、卒業生の中には妊娠して周囲の人から見放され、卒業した高校の養護教諭である本間先生を頼ってくる場合もあるとのことでした。そのようなご経験を踏まえて、本間先生は、いかに信頼できる大人がいるかが重要であり支えがあれば変わっていける、思春期の内面はとても純粋でパワーとエネルギーで溢れており支援者との間でしっかりと組み合えばポジティブなエネルギーが発生する、とおっしゃっていました。そして、帰る場所の存在が大事でそれがあれば何度も戻ってくる、制度的に社会に出た後も戻ることができる場所を創ることが重要である、と指摘されました。

また、長島先生は、頼ってもらえる大人としてつながることの重要性、出産だけではなく学びや仕事も含めた自立支援の大切さを説かれていました。

今回のシンポジウムを通じ、妊娠中で思春期にある若年層を熱心に支援し受け入れようと医療や児童養護、学校教育の現場で取り組んでいらっしゃる先生方のお話を聞くことができ、大変有意義でした。私自身、弁護士としてできる支援は限定的かもしれません、社会的な支援の一端を担う者として、支援できる人の重要性を再認識しました。

現時点では、シェルターでは妊婦の方を受け入れる態勢は整っていませんが、今後とも、シェルターが傷ついた子どもの羽を休める場所の役割を果たすとともに、シェルターのスタッフ、理事、事務局、ボランティアが、子どもたちが困ったときに頼れる大人でなければならないということを改めて感じました。





緊急事態に備える

前回までは、「児童養護に対する想い～先人に聞く」という連載を続けてきましたが、今号ではその企画は1回お休みをいただきて、シェルター「のんの」における緊急事態への対応体制についてお話をします。

その1 災害を想定した避難訓練はできているか?!

昨年9月の北海道胆振東部地震においては、「のんの」も停電し、災害に対する備えをどこまで行うかという問題に直面させられました。幸いにも、「のんの」は建物の被害もなく、入居していた子どもたちにもスタッフにも怪我もなく、停電が復旧するまで多少不便な生活をすることになったという程度で済みました。日頃から災害時のための備品(備蓄食料や懐中電灯・ヘルメットなどの防災用品、消火器、避難用のはしご等)を備えていました。しかし、なによりも大切なのは、具体的な災害を想定した避難訓練を行うことができているか、これに尽きるのではないかと思います。

伝え聞いたところによると、地域の拠点となる病院では72時間は通常の業務が行えるように避難訓練を行っているとききます。外部からの支援がなくとも72時間は独立して患者さんたちの命を守る制度を計画し、実際に緊急時の流れを確認する訓練を行なっているそうです。

当法人も昨年の7月までに、災害時の避難計画を策定し、定期的に避難訓練を行っていました。しかし、昨年9月の北海道胆振東部地震とその後の停電は、避難訓練の想定を超えたものだったと思います。理由は、停電による「のんの」の固定電話の不通と、携帯電話網の発着信規制です。

近年、固定電話も光ファイバーを用いた通信になっていますが、今回のように停電すると固定電話が発信も着信もできなくなります。携帯電話については、充電さえできていれば発信は可能ですが、着信側が災害地域にある場合、通信規制がかかっていました(このことは、熊本地震のときも大阪北部地震のときもそうでしたのである程度予想ができましたが、全域の停電と同時に起こるということは想定外だったのです)。今回、北海道胆振東部地震の際に、「のんの」で活躍することになるのはLINEでした(決して、LINE株式会社からお金はいただいておりません)。ほぼリアルタイムでの送受信が行えるだけでなく、相手が読んだのかどうかがわかる【既読】マークが役に立ったわけです。停電になった午前3時20分頃、夜間

事務局長 中島圭太朗

緊急当番だった私は、同日泊まり勤務(夜ボラ)を担当していた平野美里弁護士宛にLINEでメッセージを送って、「のんの」に問題が生じていないか確認をしています。

北海道胆振東部地震のときは、翌日の夕方まで内田理事長が安否不明だったので、従来の電話連絡網による安否確認に加えて、理事もスタッフも安否確認用のLINEによる緊急連絡網を作ることになりました。

北海道胆振東部地震の後、大災害を想定した避難訓練を行いましたが、その時に気づいた問題点をもとに、さらに災害時の避難計画に修正を加えました。安否の確認がスムーズに行えるか、理事長が安否不明の場合、意思決定を誰が行うのか、子どもたちが怪我してしまったときに勤務中のスタッフだけで対応ができるのか、信号機が動かず、公共交通機関網が使えない状態で「のんの」まで駆けつけることができるのか…。北海道胆振東部地震で見えてきた問題点は多岐に渡ります。

このニュースレターが発行されるころには、今年度の避難訓練を行なっている予定です。その時に入居している子どもたちにも協力してもらい、災害発生の第一報から安否確認、避難の意思決定をして、実際に避難を行うところまで、再現をしてみるのです。今年はどのような問題点が見つかるか、訓練のための訓練になっていないか、厳しい目で見てみようと思います。

ニュースレターを読んでいただいている皆様の勤務先やご家庭でも、大災害発生時の連絡方法や避難するか否かの意思決定について決まっていますでしょうか。北海道胆振東部地震から1年を前に、もう一度確認をし、避難訓練をされるとよいと思います。

その2 今夜は、緊急事態が起こらず空が白むのか?!

その1の中にも出てきましたが、当法人には「夜間緊急当番」という役回りの人があります。指定された日の、午後6時から翌朝午前9時までの時間、日常的に想定される緊急事態での意思決定やスタッフの応援を行う役割です。

「のんの」においては、スタッフが1人で夜間の泊まり勤務を行なっていることが多いですが、勤務中に子どもが急な発熱や怪我で病院に連れて行かなくてはならなくなった時、お留守番が必要になります。他のシェルターでは、入居者がリストカットをはかったということもあった様です。また、スタッフ自身が体調

不良で勤務継続が困難になることがあるかもしれません。そのような緊急時の判断と応援をするために、弁護士の中から「夜間緊急当番」を選んで対応してきました。幸いにも、夜間緊急当番に緊急事態の連絡があったのは数回程度で、実際に緊急当番が「のんの」まで応援に駆けつけたのは、「のんの」開設以来、2回です。

しかし、そのいつ来るかわからない緊急電話のために、ある弁護士は携帯電話を握りしめて寝ることにし、ある弁護士はいつもの晩酌を控えることにしています。私などは、寝てしまったら携帯電話を握ったま

までいることもできませんし、電話の着信音ごときで起きられる自信がないタイプですので、緊急当番時は事務所や自宅で仕事をしつつ待機しています。夏場は4時近くになって、うっすらと空が白んでくると、今夜も緊急事態が起こらずよかったですと、やっと仮眠に入ります。

今まで、それほど大騒ぎになるような緊急事態が起こらなかったのは、運が良かったということかもしれません。今夜も誰かが緊急当番として、電話が鳴らないことを祈りながら、夜が明けるまで待機をしています。

スタッフ通信

私は、のんの開所当初から約1年間、夜間ボランティアをしておりました。そして、この度、4年ぶりに、スタッフとしてのんのに関わらせていただくことになりました。

夜間ボランティアをしている間、のんので多くの子どもたちに出会いました。そこで感じたのは「みんな普通の子」ということでした。見た目も会話の内容も、よくいる10代の女の子です。でも、一つ違ったのは『サラッとドキッとすることを言う』ということでした。「なんで産んだんだろうね」「私、家がないから」「親、いないから」。笑顔で言う彼女たちに対し、私は適切な言葉をかけてあげることができませんでした。正直、適切な言葉がなんなのか、今でもわかりません。

この子たちは、ここに来るまで、どれだけの辛い思いや苦労、経験をしてきたのだろう…そんなことを思うと、何かしてあげたい、でも、何をしてあげたらいいのか、どう接することが正解なのかもわからず、自分自身の対応に、もどかしさを感じていたことを、今でも覚えています。

そんな試行錯誤の中で、戸惑いながら過ごした時間ではありましたが、ある女の子が退居の際に「いつも話を聞いてくれてありがとう。楽しかったよ。のんのを出ても頑張るね。」と言ってくれたことがあり、その時はとてもうれしく、また自分も少しは、彼女の息抜きになっていたのかなと、ほっとしたとともに、今後もこういった仕事をしていきたい、と感じた瞬間でもありました。

そして今、縁あって、再びのんのに関わらせていただくことになり、早5か月が過ぎようとしています。この5か月を思い返すと、もうすでに、自分の対応は間違っていたのか、もっと出来ることがあったのではないか、と考え悩む日々です。

私自身、まだまだ知識も経験も浅く、のんののスタッフとして、何をするべきか、戸惑うこと、迷うことがこれから多くあると思いますが、様々な経験を通して、他のスタッフから多くの事を学び、それをのんので活かしていきたいと思っております。

少し疲れてしまった子どもたちが、心身共にゆっくり休むことができる場所…のんのがこれからもずっと、そんな場所であり続けるよう、尽力していきたいと思いますので、これからどうぞよろしくお願い致します。





入居者さんからのメッセージ

私は最初のんに入る前、“施設”という響きから毎日タイムスケジュールが組まれ、拘束された生活が待っているのかと思い、不安に思っていましたが、実際は全くそんなことなく、のんでの生活はとても快適なものでした。

基本的に室内で過ごすため、不变の毎日に少しでも変化が訪れるようスタッフの方々、弁護士の方々が工夫し、料理と一緒に作って食べたり、縄跳びをしたり、ピザを焼いたり、庭でバーベキューをしたり、時には勉強を教えてくれたりと楽しい生活を送ることができました。

のんのスタッフさんは私の悩みを親身になって聞いてくれ、当時の私にとって大きな心の支えになっていました。

のんでの生活後、私は無事、大学進学という夢を果たすことができました。

のんでの生活は様々なことを学ぶことができ、私を大きく成長させたきっかけになりました。本当にその節はお世話になりました、これからも夢を常に持ち続け、自分なりに精一杯頑張っていこうと思います！！



子どもの権利 Q & A

子どもの権利に関する身近な疑問に答えます。
今回は「未成年」とケイヤクについてです。

Q1 「未成年」って何歳のこと？

A 現在は0～19歳ですが、令和4年(西暦2022年)4月1日からは0～17歳になります(民法上)。

これまで民法上の成年年齢は満20歳でしたが、これを満18歳に引き下げるなどを内容とする法律が平成30年6月13日に成立しました。この法律が施行(「しこう」と読みます。法令の効力が実際に発生することをいいます。)されるのは令和4年4月1日です。

ですので、令和4年4月1日の時点で満18歳、満19歳の方は、4月1日に一斉に「成年」になります。ですが、これは民法上の「成年」のお話。タバコやお酒は18歳の成年者であってもNG。20

歳になってからですよ！

Q2 未成年者は自分でケータイの契約ができるの？

A できません。
親権者の同意が必要です。

未成年者は、原則として親権者の同意なしに契約などの法律行為をすることはできません(民法5条1項)。例外的に、未成年者が自分でケータイの契約をすることができる取引もありますが(※お小遣いの範囲内でお菓子を買う、知り合いの大人からお年玉をもらう、など)、携帯電話の契約はこの例外にはあたりません。

実際、携帯電話会社は親権者の同意が確認で

きないまま契約してはくれないでしょう。でも万が一、未成年者ひとりで契約してしまったら…?

そのときは、親権者が携帯電話会社に対して「取り消します」と意思表示すれば、契約は契約時に遡って無かったことになります(民法5条2項、121条)。また、親権者がその契約を有効にしてもよいと思うなら、携帯電話会社に対して「追認します」と意思表示してください。親権者が追認すると、その契約は取り消せないものとなり、有効であることが確定します(民法122条。ただし、追認不可の場合もあります。)。

Q3 未成年者が親権者に内緒で勝手にバイトの契約をしてしまった。未成年者がバイト契約書の保護者(親権者)同意欄に勝手に保護者の署名押印をしたら、どうなるの?

- A ①契約書の保護者欄に保護者本人以外の人が勝手に署名押印するのは犯罪です!
②この契約は取り消せない可能性が高いです。その場合でも、将来に向かって解除することができるかも。

①「有印私文書偽造罪」(刑法159条1項)、「偽造私文書等行使罪」(刑法161条1項)という犯罪になってしまいます。押印のある契約書や保護者(親権者)同意書は「有印」の「私文書」であり、親権者同意欄は親権者本人の意思により署名押印されなければなりません。親権者本人の意思に反して他の人が勝手に署名押印するのは「偽造」です。

「偽造」した契約書で契約することは「行使」に当たるので、「偽造私文書行使罪」にあたります。

「こんなことで?」と思ってしまいそうな些細なことが、実は犯罪だった!ということも。大人も子どもも気を付ける必要があります。

②Q2でご説明したとおり、未成年者が親権者の同意なしに行った法律行為は原則取り消し可能ですが、例外的に取り消せない場合もあります。その例外の一つに、「制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用い

たとき」(民法21条)があります。未成年者が、取引の相手方に対して嘘をつくなどして「親権者の同意がある」と信じさせた場合、この例外に当たります。

「詐術を用いた」とはどんなときでしょう。この点は色々な事情から判断されますので、未成年者が契約書の保護者同意欄を偽造した場合のすべてが「詐術を用いた」になるとはいません。ですが、例えば、保護者の連絡先電話番号を知人の大人の電話番号にしておいて、バイト先から確認の電話が来たときにその知人に保護者の振りをしてもらっていたら…「詐術」に当たる可能性がぐんと高まります。

では、民法21条で取消しNGとなったバイトの契約はどうにもできないの?というと、労働契約については特別の定めがありますので、解除できる余地があります。

労働基準法58条2項は、「親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向ってこれを解除することができる」と定められています。この解除権は未成年者の意思にかかわらずありますので、たとえ未成年者が「働き続けたい!」と言っていても親権者の意思で解除できます。例えば、シフトがきつくて未成年者が学校の勉強をする時間がなくなる、お酒を提供するお店で店員もお酒を飲まされる、といった場合には、親権者が「未成年者に不利だ」としてバイトの契約を解除することができます。

履歴書		年　月　日現在
ふりがな 氏　名		年　月　日生(満　歳)
		※男・女
ふりがな 現住所　〒		
電話		
FAX		
郵便番号		
保護者(本人が未成年の場合のみ記入) ふりがな		
氏　名	住　所　〒	電　話



入会・寄付のお願い

子どもシェルターの運営には子どもたちの生活費やスタッフの手数料などで年間1500万円以上の資金が必要です。しかし、行政から支給される公費だけでは不十分で、皆さまからのご寄付を必要としています。皆さまからの温かいご支援をお待ちしております。

■会員として継続的にご支援をいただける場合

レラピリカでは、私たちの活動理念に賛同して入会していただける方を募集しております。

入会を希望される方は、「入会希望」と明記のうえ、希望する会員の種別、住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカより入会申込書をお送りします。

なお、入会された方には、レラピリカの活動報告やニュースレター、イベント案内などを継続的にお送りします。

■会員の種類

【正会員】 総会で運営方針などについてご意見をいただく会員(個人のみ)

【賛助会員】 資金面で援助していただく会員(個人、団体)

■年会費

※会員からのお申出がない限り、毎年自動更新となります。

【正会員】 5万円(別途入会金10万円)

【賛助会員】 個人／一口5,000円、団体／一口1万円

■会員にならずご寄付のみいただける場合

匿名での寄付も承っておりますが、可能でしたら、お振込後に住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカよりニュースレターをお送りいたします。

連絡先

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目
北海道高等学校教職員センター5階 北海道合同法律事務所内
電話：011-272-3125 FAX：011-272-3126

寄付及び 会費等の振込先

北洋銀行札幌西支店：普通5170871

特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ 理事長 内田信也

郵便振替口座：加入者名 特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ

口座記号027109 口座番号101160

ご寄付をいただきました

ご寄付をいただいた皆様に、心より御礼を申し上げます。

ニュースレター第10号にてご紹介させていただいた以降、新たにご支援を頂戴いたしました企業様・団体様をご紹介申し上げます。
(敬称略 2019年6月30日まで)

北海道信金ひまわり財団

札幌キワニスクラブ

コストコホールセールジャパン

社会福祉法人北海道共同募金会

東京海上日動火災保険株式会社Share Happiness俱乐部

一般社団法人北海道CGCみどりとこころの基金



羽ばたくための 準備をしていきましょう

広い北の大地を
風のように
自由に駆け抜けて
欲しい

●レラピリカに込めた願い

レラピリカとは、アイヌ語で「美しい風」という意味です。
居場所のない子どもたちが、子どもシェルターで生活する間に
少しでも生きる力を蓄え、
子どもシェルターを巣立って行った後は
広い北の大地を風のように自由に駆け抜けて欲しい、
そのような願いが込められています。

声を聞かせて!

2

詳しい事情をお聞きして、どのような支援ができるか検討します。
入所できるのは原則20歳未満の女子で、入所する際は基本的な約束ごとを理解していただきます。
子どもと面談して、入所の意思を確認します。
入所が難しい場合でも、相談にのったり助言をしたりすることもできます。他の専門機関への橋渡しをすることができる場合もあります。

そして、大空へ…

4

次の生活の場所が見つかったら、レラピリカは卒業です（利用期間は2週間から2か月くらいを目安としています）。
卒業した後も、困ったことや悩みごとがあればいつでも子ども担当弁護士に相談してください。

卒業後でも
困ったことや
悩み事があれば
いつでも
相談できます

翼が疲れたら…

1

居場所のない子どもや相談を受けた大人・機関は、
レラピリカに電話してください。

電話番号

011-272-3125



ようこそ、 レラピリカへ！

3

利用料（食費や宿泊費など）は無料です。
ゆっくり休んで、自立に向けて羽ばたくための力を蓄えましょう。
子ども一人ひとりに子ども担当弁護士がつき、法的な支援や親権者などの交渉を行います。
家庭への復帰、一人暮らし、住み込み就労、自立援助ホームなど、次の生活の場所を一緒に探します。

